

第 8 2 号議案

足立区長等の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 3 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区長等の給料の特例に関する条例

(区長等の給料月額)

第 1 条 足立区長等の給料等に関する条例(昭和 3 1 年足立区条例第 1 3 号。以下「条例」という。)第 2 条の規定にかかわらず、足立区長(以下「区長」という。)の給料の月額は、条例別表に掲げる区長の給料月額からその 1 0 分の 2 に相当する額を減じて得た額とし、足立区副区長(以下「副区長」という。)の給料の月額は、同表に掲げる副区長の給料月額からその 1 0 分の 1 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、条例第 4 条及び足立区長等の退職手当に関する条例(昭和 3 4 年足立区条例第 4 号)第 3 条の規定の適用については、この限りでない。

(端数計算)

第 2 条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行し、同月 3 0 日限り、その効力を失う。

(提案理由)

区長及び副区長の給料月額を減額する必要があるので、この条例案を提出いたします。